

## 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

### (1) 医師、看護職員、医療従事者の負担軽減が要件である診療

2018年度診療報酬改定の基本方針の1つとして「医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進」が挙げられています。

この方針を踏まえ、今回の改定では総合入院体制加算の要件である負担軽減等の体制の対象が病院勤務医から医療従事者全体に拡大されました。

今回は、変更のあった総合入院体制加算をはじめ、医師や看護職員、医療従事者の負担軽減が要件となっている診療報酬をまとめています。今後の算定の検討にお役立てください。

診療報酬	医師	看護職員	医療従事者
療養病棟入院基本料 夜間看護加算		○	
障害者施設等入院基本料 看護補助加算		○	
障害者施設等入院基本料 夜間看護体制加算		○	
総合入院体制加算			○
医師事務作業補助体制加算	○		
急性期看護補助体制加算		○	
急性期看護補助体制加算 夜間急性期看護補助体制加算		○	
急性期看護補助体制加算 夜間看護体制加算		○	
看護職員夜間配置加算		○	
看護補助加算		○	
看護補助加算 夜間75対1看護補助加算		○	
看護補助加算 夜間看護体制加算		○	
地域包括ケア病棟入院料 看護職員配置加算		○	
地域包括ケア病棟入院料 看護補助者配置加算		○	
地域包括ケア病棟入院料 看護職員夜間配置加算		○	
精神科救急入院料 看護職員夜間配置加算		○	
精神科救急・合併症入院料 看護職員夜間配置加算		○	
処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	○		
手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	○		

株式会社ユアーズブレン 医療経営コンサルティング部は、中国・四国地方を中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問合せ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当：大迫・真鍋